

。 徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第四十四号

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成十六年徳島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

「平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。